

2016

9

NO.192



「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

「生きる」を創る。

Aflac

会員様ですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。

0120-777-596

(一社) 江戸川北青色申告会担当代理店

吉田保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会 〒132-0025 江戸川区松江 2-23-13 TEL03 (3656) 0621 FAX03 (3656) 1104

税務署長着任のご挨拶

新秋の候、一般社団法人江戸川北青色申告会の皆様方には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

7月の人事異動により、仙台国税不服審判所部長審判官から江戸川北税務署長を拝命いたしました佐藤でございます。松岡前署長同様、よろしくお願いいたします。

大村会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、確定申告期には税務署内に設置した「青色コーナー」への従事に加え、「e-tax」の利用促進に



江戸川北税務署長 佐藤 明弘様

「申告書の早期提出」や消費税を含めた「期限内完納」についての管内主要駅における街頭キャンペーンのほか、女性部の皆様方による「税理士による無料申告相談」の受付業務など、多大なるお力添えをいただきました。

更に、区民まつり・地域まつりへの参加や税理士会と連携した租税教室の開催など、地域に密着した活動を通じて、青色申告制度をはじめ税知識の普及に極めて熱心に取り組んでいただいております。このような積極的な会活動に対しまして改めて深く敬意を表しますとともに、これまで培われた皆様方との相互信頼と協調関係を更に発展させ、円滑な税務行政に努めていく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、本年1月からマイナンバー（社会保障・税番号）制度がスタートしたところですが、来年1月以降は、所得税や消費税の確定申告書についても、マイナンバー（個人番号）を記載していただくことにな

り、制度の運用が本格化してまいります。

私どもといたしましては、マイナンバーの記載や本人確認方法等に関する広報・周知を図ってまいります。皆様方におかれましても、社会保障・税番号制度導入の趣旨をご理解いただき、ご協力方よろしくお願いいたします。

また、既に貴会におかれましては、「e-tax」の利用促進に積極的に取り組んでいただいているところですが、引き続き平成28年分所得税及び消費税の申告手続きにもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、一般社団法人江戸川北青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

連絡協議会

8月2日、グリーンパレスにおいて連絡協議会が行われました。

会長の挨拶で始まり、税務署の人事異動で着任された、江戸川北税務署佐藤署長よりご挨拶がありました。続いて、江戸川北税務署の方々のご紹介、江戸川北青色申告会の理事、委員長、部長、事務局の体制を発表し、顔合わせが終了いたしました。その後、先日発足

連絡協議会の様子



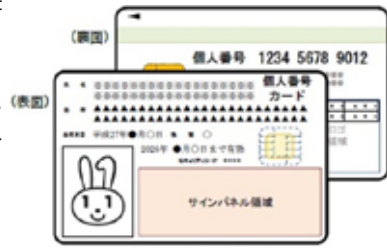
された同好会の説明や、今後行われる委員会、部会の活動計画や報告がなされ無事連絡協議会が終了いたしました。



よろしく願います。

マイナンバーカードを取得しましょう

平成28年より提出する届出書類、確定申告書には個人番号を記載して提出します。提出の際には便利な個人番号カードをご利用ください。詳しくは事務局まで



青年部だより

7月21日、潮干狩りバス旅行が行われました。

当日は、小雨が降り6月中旬気温でしたが、富津の潮干狩り場に到着すると、早速、潮干狩りを開始しました。参加者の皆様は、慣れた様子であさりを探しましたが、今年は本当に不作で、ほとんどあさが収穫できず終了時間となってしまいました。その後、木更津のアウトレットへ移動し、自由行動で食事、買い物を楽しみ、横浜の税関見学を行い、帰りのバス内でビンゴゲームを楽しみ、帰路となりました。

横浜税関の様子



7月号から10月号連続企画

挑戦

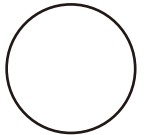
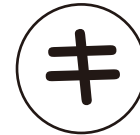
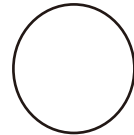
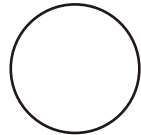
チャレンジ四文字

7月号

8月号

9月号

10月号



上記の四文字を埋めて、応募してください。抽選で20名の方に「東京ディズニーリゾート割引券」をプレゼントいたします。

応募方法（はがきで）

- ① 会員番号
- ② クイズの答え
- ③ 住所、氏名
- ④ 広報誌「えどがわきた」の感想

経営者のための退職金制度です！

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。おかげさまで、今年50周年を迎えました。



制度の特長

- 1 全国 **125万人** が加入
昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(H27.3末現在)
- 2 掛金は **全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も **税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

詳しくはこちら

中小機構
TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済 検索
www.smrj.go.jp/skyosai

お知り合いの個人事業主様をご紹介ください
会員増強キャンペーン

会員増強キャンペーンは
10月1日～12月31日です。

1

お近くで新規開業された方、
 まだ入会されていない方へ
 申告会の利用体験をお話してください。

それなら行って
 みようかしら

青色申告会は
 親切で丁寧に
 教えてくれるわよ

2

ご紹介いただける方がいらっしゃいましたら、
 青色申告会までご連絡ください。
 申告会より、ご紹介いただける方へお電話
 いたします。直接事務局へお越しいただい
 ても結構です。

3

期間中のご紹介で入会された正会員
 さまには、会員増強キャンペーンとして

★ 青色申告会特製クリアブック
 ★ 東京ディズニーリゾート
 特別利用券 1,000円分
上記2点をプレゼント

4

青色申告会の各種保険サービス、労働保
 険事務組合、一人親方労働保険事務組合
 などをご利用いただける会員も募集して
 おります。期間中に、ご紹介いただいた方
 が正会員でご入会され
 た場合**ご紹介者へ**

★ **3,000円相当の
 記念品贈呈**

事務局 3階 税理士無料相談会

予約日 9月14日(水) 10月5日(水)
 11月2日(水) 12月7日(水) 1月11日(水)

予約時間
 ①10:00～ ④14:00～
 ②11:00～ ⑤15:00～
 ③13:00～ ⑥16:00～

お申込・お問い合わせ
03-3656-0621

—都税についてのお知らせ—

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(金)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆ 口座振替
- ◆ コンビニエンスストア
 - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限り、
 - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 - [ペイジーマーク]の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限りご利用できます。
 - 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
 - システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.taxmetro.tokyo.jp/>)「都税の納税等について」をご覧ください。
- ◆ パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付
 - インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト(<https://zei.keeo>)をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へお申し込みください。

(平成28年11月10日(木)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>
 主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955)

安心と信頼の
青色申告会 葬儀システム

平安祭典

24時間受付
 年中無休

遺体保管
 施設完備

家族葬
 対応

☎03(3650)4518

「青色申告会の会員です」と必ずお伝えください。

東京都と江戸川区からのお知らせです

事業主の皆さま

平成 29 年度から 個人住民税の 特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収への自主的な切替えを行うなど、特別徴収の実施に向けて御準備くださるようお願いいたします。

特別徴収とは

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、**毎月給与から個人住民税を差し引き、納入**していただく制度です。

特別徴収義務者となる 事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収のメリット

所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

※従業員が常時 10 人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「**納期の特例**」の制度があります。

■詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索

特別徴収推進ステーション

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

事務局カレンダー

8月1日～9月9日 小岩休館

9月5日 広報委員会

9月7日～9月8日 会員旅行

9月14日 税理士無料相談

9月15日 支部長会議

9月21日 事業委員会

10月9日 区民まつり

※事務局よりお願い※

現在、税務署へご提出させて頂いている届出書類の返却について、事務局へご来局頂いた際に返却しておりますが、管理上の問題より今後は郵送にてご返却させて頂くこととなりました。ご了承ください。



あなたと夢を、ごいっしょに。

PanaHome



家づくりサポートに関するお問い合わせは
江戸川北青色申告会まで